

大阪市水道局告示第38号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

令和8年6月15日

大阪市水道局長 坂本篤則

名 称	所 在 地	指 定 日
株式会社木田工業	京都府城陽市寺田尺後10番地の19	令和8年 5月31日
株式会社テラタニ設備	大阪市平野区喜連東1丁目2番11号	
有限会社吉村工業	大阪府摂津市東別府3丁目1番7号	
フジヤマ	大阪府松原市西野々1丁目8番19号	
株式会社リトム 大阪営業所	大阪市住吉区荻田3-15-8 ジュネスシャトー1号館401号室	
株式会社マツウラ	大阪府藤井寺市小山四丁目5番14号	
小山水道	大阪市都島区中野町4丁目7番8号	
有限会社北岡設備	大阪市東淀川区大桐2丁目11番20号 301号室	
リスタート株式会社	大阪府吹田市芳野町14番33号江坂スクエアビル	

(水道局工務部給水課)